

広島県告示第二百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十七年広島県告示第二百二十号	
所在地		広島県福山市蔵王町及び同市蔵王町一丁目地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。	土砂災害特別警戒区域	
蔵王町一丁目（二隣）	土石流		
綱木川（三）	土石流		
蔵王町（四）	土石流		
蔵王町（五）	土石流		
蔵王町（五隣）	土石流		